

和泊町過疎地域持続的発展計画

令和 8 年度～令和 12 年度

鹿児島県 和泊町

和泊町過疎地域持続的発展計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

1 基本的な事項	1
（1）和泊町の概況	1
（2）人口及び産業の推移と動向	2
（3）市町村行財政の状況	7
（4）地域の持続的発展の基本方針	8
（5）地域の持続的発展のための基本目標	9
（6）計画の達成状況の評価に関する事項	10
（7）計画期間	10
（8）公共施設等総合管理計画との整合	10
（9）SDGs（持続可能な開発目標）	10
2 移住・定住・地域間交流の促進, 人材育成	11
（1）現況と問題点	11
（2）その対策	11
（3）計画	12
（4）公共施設等総合管理計画等との整合	13
3 産業の振興	14
（1）現況と問題点	14
（2）その対策	15
（3）計画	16
（4）産業振興促進事項	20
（5）公共施設等総合管理計画等との整合	21
4 地域における情報化	22
（1）現況と問題点	22
（2）その対策	22
（3）計画	22
（4）公共施設等総合管理計画等との整合	23
5 交通施設の整備, 交通手段の確保	24
（1）現況と問題点	24
（2）その対策	24
（3）計画	25
（4）公共施設等総合管理計画等との整合	26
6 生活環境の整備	27
（1）現況と問題点	27
（2）その対策	28
（3）計画	29
（4）公共施設等総合管理計画等との整合	30
7 子育て環境の確保, 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	31

(1) 現況と課題	31
(2) その対策	31
(3) 計画	31
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	33
8 医療の確保	34
(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	34
(3) 計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	34
9 教育の振興	35
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	35
(3) 計画	36
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	37
10 集落の整備	38
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	38
(3) 計画	38
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	38
11 地域文化の振興等	39
(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	39
(3) 計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	39
12 再生可能エネルギーの利用の推進	40
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	40
(3) 計画	40
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	41
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	42
(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	42
(3) 計画	42
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	42
事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	43

1 基本的な事項

(1) 和泊町の概況

ア 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

(ア) 自然的条件

本町は鹿児島市の南南西 536km の洋上、北緯 27 度 23 分、東経 128 度 39 分に位置する沖永良部島（周囲 55.8 km、面積 93.65k m²）の北東部半分からなり、面積は 40.39 km²、北側は東シナ海、南側は太平洋にそれぞれ面し、北東部は海を隔て徳之島、南西には知名町に隣接し、与論島、沖縄の島々が遠望される。

町全体が隆起珊瑚礁に覆われた平坦な地形で、中央に古生層からなる「越山」（188.6m）があるほか、ほとんどが畑地であり、海岸線は変化に乏しく港湾条件に恵まれていない。

気候は、亜熱帯海洋性に属し四季を通じて温暖で、年平均気温は 22 度である。降雨量は、年平均 1,600 ミリと減少傾向にあり、梅雨・台風時に集中するため、例年干ばつに見舞われ農作物は大きな被害を被っている。

また、7 月から 10 月にかけては大小数個の台風が襲来し、11 月から 3 月は季節風が強く、交通をはじめ島の産業に大きな影響を与えている。

(イ) 歴史的条件

沖永良部島は、文永 3 年（1266 年）から約 340 年間、琉球王朝の統治下にあったが、慶長 14 年（1609 年）薩摩藩の琉球征服で明治 4 年（1871 年）の廃藩置県までの 260 年間、薩摩藩による支配が続いた。

明治 41 年 4 月島しょ町村制が実施され、和泊村、知名村に区分され、同年 5 月村議会初の選挙が行われ、村議会により村長が選挙された。昭和 16 年 5 月、町制が施行され和泊町となった。その後第 2 次世界大戦が勃発し、昭和 20 年 8 月 15 日終戦、昭和 21 年 1 月 28 日、祖国から分離され、米軍政府のもとで、大島群島は臨時北部南西諸島となった。

昭和 25 年 8 月、群島組織法で奄美群島に改正され、昭和 27 年 4 月群島政府は琉球政府に統轄、昭和 28 年 8 月ダレス声明により同年 12 月 25 日、8 年ぶりに祖国に復帰した。翌年の昭和 29 年 6 月、奄美群島復興特別措置法が公布され、戦火を受けた学校、道路、港湾などの公共施設の復興に着手した。しかし、諸基盤の整備水準は大きな隔たりがあり、復興・振興計画と次々と延長され、沖永良部空港の開港を初めとする交通基盤や農業基盤、生活環境、教育環境の整備等が推進されてきたものの、依然として本土との経済面・生活面での格差が大きいことから、なお一層の特色ある振興が必要である。

(ウ) 社会的条件

現代の社会情勢は、少子高齢化とそれに伴う人口減少、国際化、高度情報化の進展に伴い大きく変化し、住民意識もこれまでのハード志向から「ゆとり」「潤い」といった精神的豊かさを求めるソフト重視の方向に変わってきている。併せて価値観やニーズも多様化、高度化の傾向にあり、特に、社会福祉の充実や地域環境、生活環境の整備等が強く要請されてきている。すべての住民が生涯にわたって、生きがいと潤いのある魅力的な地域社会の基礎的条件の整備に積極的に努力しなければならない。

(エ) 経済的諸条件

令和 2 年国勢調査による本町の産業別人口をみると、第 1 次産業就業人口が 1,116 人、第 2 次産業が 365 人、第 3 次産業が 2,068 人となっており、平成 22 年国勢調査と比較して第 1 次産業で△11.3%、第 2 次産業で△18.5%、第 3 次産業で 8.3%の増加となっている。このことから、第 1 次・第 2 次産業就業人口が減少し、第 3 次産業人口が増加傾向にある。

本町は農業が基幹産業であるが、第 1 次産業より第 3 次就業人口が多く、卸売業・小売業や医療福祉従事者が増えており、今後もこのような傾向で推移するものと思われる。

イ 過疎の状況

人口は町勢発展の根源となるべきものであるが、本町の人口は昭和 10 年をピークに、昭和 35 年まで、1 万 2 千人台で安定的に推移していたが、国の高度経済成長政策に伴い、若者を中心に労働者の本土流出が続く、昭和 50 年の国勢調査人口は、8,615 人、平成 2 年 8,188 人、平成 17 年 7,436 人、平成 27 年 6,783 人、令和 2 年 6,246 人と減少の一途をたどっている。

本町は昭和 46 年過疎地域の指定を受け、交通基盤や農業生産基盤、生活環境基盤、コミュニティ施設等、社会基盤の整備を図ってきたが、今後は、整備した社会インフラを活用した持続的な発展を図る必要がある。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

本町の基幹産業である農業においては、後継者不足や高齢化による廃業などにより、就業人口の減少が課題となっている。また、農繁期の人手不足など農業を取り巻く環境は厳しい状況である。今後も、スマート農業の推進などによる後継者不足の解消に取り組むほか、特定地域づくり事業の活用による人手不足の解消にも取り組む。併せて、成長分野である観光関連産業に対する積極的な支援を行い、魅力的な地域資源を活用した観光振興を図るなど、基幹産業である農業を中心として、新たな成長分野である観光関連産業、漁業や商工業など様々な分野と連携し、産業振興を図り、地域経済の再生と雇用の確保を図る必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本町の人口は、昭和 10 年の 12,715 人をピークに減少を続け、令和 2 年には、50.9%減少している。

年齢階層別人口を昭和 35 年と令和 2 年で比べてみると、0 歳から 14 歳は 4,905 人から 904 人（81.6%減）、15 歳から 64 歳は 5,967 人から 3,075 人（48.5%減）へと減少しているが、逆に 65 歳以上の人口は 1,359 人から 2,267 人（66.8%増）と増加している。このため総人口に占める、65 歳以上の割合は、昭和 35 年の 11.1%から平成 27 年の 36.3%と増加しており、本町の高齢化は国や県の平均を上回り急速に進行している。

また、15 歳から 29 歳の若年層では、平成 2 年の国勢調査での 864 人に対し、平成 17 年には 800 人、平成 27 年には 597 人、令和 2 年には 496 人にまで減少している。今後更に人口の減少が進行するものと考えられる。

イ 産業の推移と動向

本町の就業人口の動向は、昭和40年の総数4,822人から年々減少し、昭和50年には4,127人と大きく落ち込んだものの、昭和55年には当時の人口の増加傾向（Uターン現象）に伴い就業人口も4,620人まで回復した。しかし、その後再び減少し、平成22年に3,628人、平成27年には微増の3,643人、令和2年には3,549人となった。

本町の就業人口構造をみると、令和2年は第1次産業31.4%、第2次産業10.3%、第3次産業58.3%となっており、第1次産業と第3次産業の占める割合が高くなっている。本町の基幹産業である第1次産業については、昭和40年の3,595人（74.5%）、昭和50年の2,352人（57.0%）と減少し、昭和55年にはオイルショック等によりUターンが促された結果2,503人（54.2%）と増加したものの、平成2年には2,164人（51.3%）、平成12年には1,502人（38.0%）、平成17年には1,391人（35.6%）、平成22年には1,258人（34.8%）、平成27年には1,200人（32.9%）、令和2年には1,116人（31.4%）と減少が続いている。

第2次産業の就業人口は、昭和40年の326人（6.8%）から昭和45年には445人（9.3%）、平成2年には438人（10.4%）、平成12年には594人（15.0%）と微増傾向にあったが、平成17年には573人（14.6%）、平成22年には448人（12.4%）、平成27年には438人（12.0%）、令和2年には365人（10.3%）と減少に転じている。

第3次産業は、昭和40年の892人（18.7%）から平成2年には1,612人（38.3%）、平成12年には1,852人（47.0%）、平成17年には1,948人（49.8%）、平成22年には1,909人（52.8%）、平成27年には2,005人（55.0%）、令和2年には2,068人（58.3%）と大幅に増加している。

今後、第1次産業の大半を占める農業の就業人口は高齢化などにより減少し、第3次産業の就業人口の増加が更に進むものと予想される。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 12,231	人 8,615	% △ 29.6	人 8,188	% △ 5.0	人 7,436	% △ 9.2	人 6,783	% △ 8.8	人 6,246	% △ 7.9
0歳～14歳	4,905	2,182	△ 55.5	1,750	△ 19.8	1,206	△ 31.1	1,054	△ 12.6	904	△ 14.2
15歳～64歳	5,967	5,089	△ 14.7	4,621	△ 9.2	4,071	△ 11.9	3,603	△ 11.5	3,075	△ 14.7
うち15歳～29歳 (a)	1,855	1,491	△ 19.6	864	△ 42.1	800	△ 7.4	597	△ 25.4	496	△ 16.9
65歳以上(b)	1,359	1,344	△ 1.1	1,817	35.2	2,159	18.8	2,126	△ 1.5	2,267	6.6
(a)/総数 若年層比率	% 15.2	% 17.3	—	% 10.6	—	% 10.8	—	% 8.8	—	% 7.9	—
(b)/総数 高齢者比率	% 11.1	% 15.6	—	% 22.2	—	% 29	—	% 31.3	—	% 36.3	—

表 1 - 1 (2) 人口の推移（住民基本台帳）

区 分	平成27年 3月31日		令和 2年 3月31日			令和 5年 3月31日			令和 6年 3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	6,898人	－	6,384人	－	△ 7.5%	6,148人	－	△ 3.7%	6,004人	－	△ 2.3%
男	3,381人	49.0%	3,148人	49.3%	△ 6.9%	3,053人	49.7%	△ 3.0%	3,003人	50.0%	△ 1.6%
女	3,517人	51.0%	3,236人	50.7%	△ 8.0%	3,095人	50.3%	△ 4.4%	3,001人	50.0%	△ 3.0%

区 分		平成29年 3月31日			平成30年 3月31日			平成31年 3月31日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数		6,542人	－	－	6,457人	－	△ 1.3%	6,400人	－	△ 0.9%
男		3,242人	49.6%	－	3,204人	49.6%	△ 1.2%	3,181人	49.7%	△ 0.7%
女		3,300人	50.4%	－	3,253人	50.4%	△ 1.4%	3,219人	50.3%	△ 1.0%
参考	男（外国人住民）	16人	0.24%	－	33人	0.51%	106.3%	36人	0.56%	9.1%
	女（外国人住民）	92人	1.41%	－	86人	1.33%	△ 6.5%	74人	1.16%	△ 14.0%

区 分		令和 2年 3月31日			令和 3年 3月31日			令和 4年 3月31日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数		6,270人	－	△ 2.0%	6,181人	－	△ 1.4%	6,127人	－	△ 0.9%
男		3,109人	49.59	△ 2.3%	3,063人	49.56	△ 1.5%	3,048人	49.75	△ 0.5%
女		3,161人	50.41	△ 1.8%	3,118人	50.44	△ 1.4%	3,079人	50.25	△ 1.3%
参考	男（外国人住民）	39人	0.62%	8.3%	39人	0.63%	0.0%	29人	0.47%	△ 25.6%
	女（外国人住民）	75人	1.20%	1.4%	79人	1.28%	5.3%	60人	0.98%	△ 24.1%

区 分		令和 5年 3月31日			令和 6年 3月31日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数		6,030	－	△ 1.6%	5,866	－	△ 2.7%
男		3,002	49.59	△ 1.5%	2,936	49.56	△ 2.2%
女		3,028	50.41	△ 1.7%	2,930	50.44	△ 3.2%
参考	男（外国人住民）	51	0.62%	75.9%	67	0.63%	31.4%
	女（外国人住民）	67	1.20%	11.7%	71	1.28%	6.0%

表 1-1 (3) 人口の見通し（第3期わどまり未来予想図プロジェクトより）

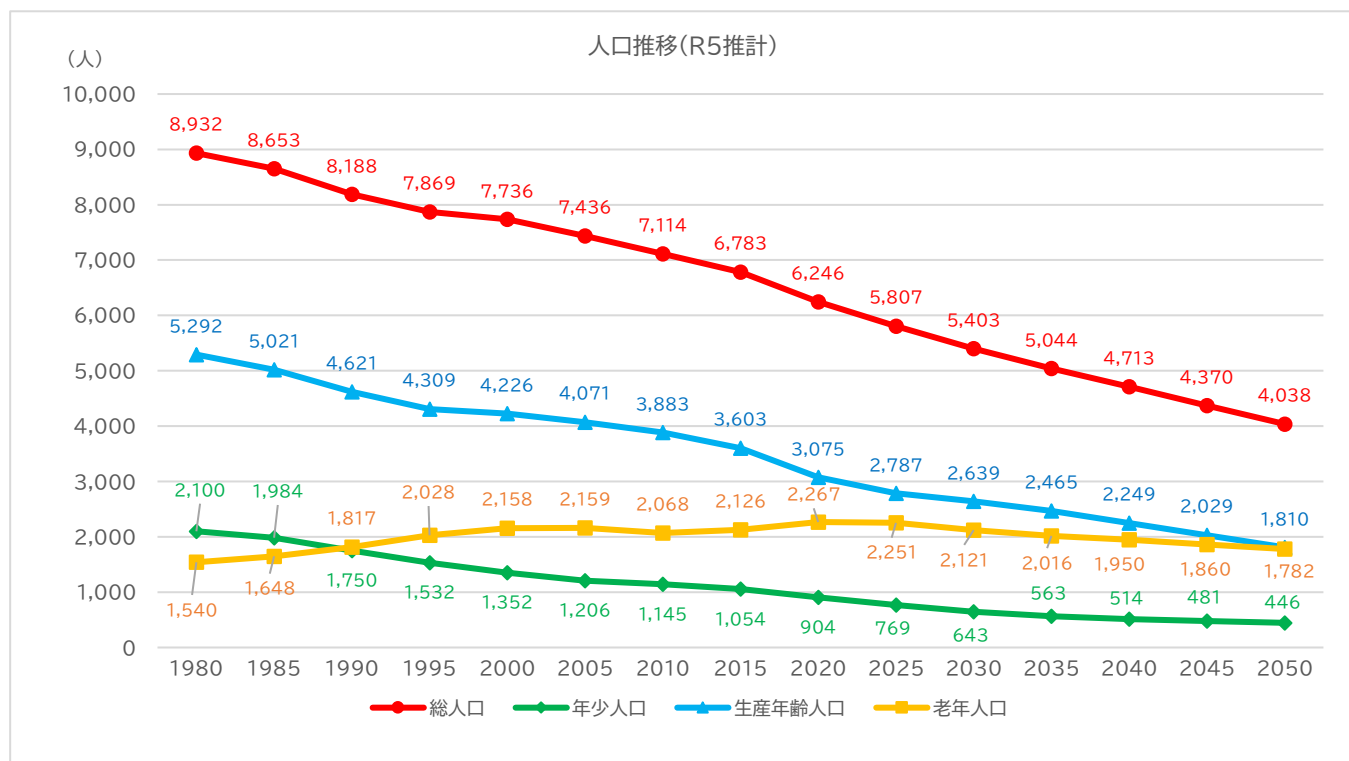


表 1-1 (4) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和35年			昭和40年			昭和45年			昭和50年			昭和55年		
	実数			実数	増減率		実数	増減率		実数	増減率		実数	増減率	
総 数	人 5,944			人 4,822	% △18.9		人 4,769	% △1.1		人 4,127	% △13.5		人 4,620	% 11.9	
第一次産業 就業人口比率	% 82.1			% 74.5	-		% 69.5	-		% 57.0	-		% 54.2	-	
第二次産業 就業人口比率	% 5.5			% 6.8	-		% 9.3	-		% 14.3	-		% 14.2	-	
第三次産業 就業人口比率	% 12.4			% 18.7	-		% 21.2	-		% 28.7	-		% 31.6	-	

区 分	昭和60年		平成 2 年		平成 7 年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 4,402	% △4.7	人 4,217	% △4.2	人 3,998	% △5.2	人 3,949	% △1.2	人 3,912	% △0.9
第一次産業 就業人口比率	% 54.7	-	% 51.3	-	% 44.2	-	% 38.0	-	% 35.6	-
第二次産業 就業人口比率	% 11.3	-	% 10.4	-	% 12.2	-	% 15.0	-	% 14.6	-
第三次産業 就業人口比率	% 34.0	-	% 38.3	-	% 43.6	-	% 47.0	-	% 49.8	-

区 分	平成22年		平成27年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	3,628	% △7.3	人 3,643	% 0.4	人 3,549	% △2.6
第一次産業 就業人口比率	% 34.8	－	% 32.9	－	% 31.4	－
第二次産業 就業人口比率	% 12.4	－	% 12.0	－	% 10.3	－
第三次産業 就業人口比率	% 52.8	－	% 55.0	－	% 58.3	－

(3) 市町村行財政の状況

ア 行財政の状況

行政を取り巻く社会経済環境の変化はめまぐるしく、行政需要はこれまで以上に高度・複雑多様化の傾向にある。

このような環境の中において、最少の経費で最大の効果を上げるため、施策・事業を費用対効果で判断するなど行政評価の定着化を図り、組織・機構の統廃合、事務事業の移管・縮小等の見直し、自治体 DX の推進、職員の資質向上及び意識改革に取り組むとともに、共生・協働のまちづくりを推進するための環境を整備することにより、住民満足度の高い持続可能な行政サービスを推進している。

また、財政については、国の経済対策に対応した公共事業や自主的・主体的なまちづくりの事業を展開していく中、地方債現在高は減少傾向であるものの、歳出に占める公債費の割合が高く、実質公債費比率が、県内の市町村の中でも高い水準にある。

このようなことから、当初予算編成時においてゼロベースからの積み上げや事務事業の見直し、事業の重点の実施による財政健全化に向けた取組を進めているところであり、令和7年度からの5年間で第3期財政健全化集中対策期間として、実質公債費比率等財政指標の改善と税等収入金の徴収率向上に集中的に取り組んでいくこととしている。

本町においては、中長期的な財政見通しのもと、持続可能な行財政構造を構築していくことがますます重要となっており、引き続き、行財政改革大綱等に基づく行財政改革を積極的に推進するとともに、経費全般についての節減、受益者負担の適正化、町税等の自主財源の確保及び計画的な地方債管理など、公正で合理的なかつ効率的な行財政に努める必要がある。

表 1-2 (1)市町村財政の状況（単位：千円）

区分	平成27年度	令和元年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入総額 A	6,673,315	6,490,943	7,190,783	6,700,778	7,280,707
一般財源	3,910,061	3,903,223	4,250,722	4,251,026	4,303,304
国庫支出金	599,690	471,698	905,831	667,541	879,131
都道府県支出金	529,722	739,741	795,421	712,179	763,198
地方債	701,016	715,373	358,874	384,660	621,200
うち過疎債	329,800	268,200	211,100	178,700	274,000
その他	932,826	660,908	879,935	685,372	713,874
歳出総額 B	6,513,473	6,361,740	7,047,006	6,520,007	7,103,761
義務的経費	2,699,721	2,776,811	2,999,739	3,000,149	3,086,465
投資的経費	1,068,379	1,082,103	685,204	647,136	1,206,720
うち普通建設事業	1,034,456	1,067,564	678,697	642,720	1,166,805
その他	2,745,373	2,502,826	3,362,063	2,872,722	2,810,576
過疎対策事業費	725,519	862,900	366,324	223,135	351,632
歳入歳出差引額 C (A - B)	159,842	129,203	143,777	180,771	176,946
翌年度へ繰越すべき財源 D	33,510	2,517	15,836	36,545	22,104
実質収支 C - D	126,332	126,686	127,941	144,226	154,842
財 政 力 指 数	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18
公 債 費 負 担 比 率	29.80	30.70	23.42	25.08	20.82
実 質 公 債 費 比 率	16.70	15.90	16.40	16.60	16.20
起 債 制 限 比 率	-	-	-	-	-
経 常 収 支 比 率	93.40	91.60	87.10	89.8	90.8
将 来 負 担 比 率	120.60	106.30	35.50	7.3	0.8
地 方 債 現 在 高	10,761,335	9,965,045	8,555,405	7,685,866	7,387,017

イ 施設整備水準等の現況と状況

本町の公共施設整備事業状況は、表1-2(2)のとおりである。

これまでに地域住民の利便性向上を目的に、町道の整備や公営住宅の整備、公共下水道の整備等、インフラの整備に取り組むとともに、防災設備・施設の拡充や有線テレビ等地域情報通信基盤施設の整備拡充に取り組んでおり、生活環境の充実のみならず本町の産業・経済発展に大きな役割を果たしているところである。今後も住民生活の向上、産業活動の振興等の観点から、財政面も考慮しながら計画的な整備を行う必要がある。

その他の公共施設の整備については、これまで整備を行ってきた公営住宅や公共下水道の長寿命化に向けた対策等、既存の建物の有効活用に向けた総合的な公共施設のあり方について、検討を進めていく必要がある。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和4 年度末	令和5 年度末	令和6 年度末
市町村道							
改良率 (%)	63.3	69.7	70.0	75.8	86	87	88.3
舗装率 (%)	42.3	47.0	52.8	54.8	65.7	67.1	68.6
農 道							
延 長 (m)	—	—	—	24,212	56,596	57,218	59,517
耕地1ha当たり農道延長(m)	77.9	5.5	9.0	—	—	—	—
林 道							
延 長 (m)	—	—	—	—	—	—	—
林野1ha当たり林道延長(m)	0	0	0	0	0	0	0
水道普及率 (%)	97.8	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
水洗化率 (%)	14.1	24.6	33.3	65.9	99.07	99.23	99.29
人口千人当たり病院、診療所の 病床数(床)	0	0	0	0	0	0	0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町では、人口減少や高齢化が全国平均よりも進展していることから、小中学校の児童生徒の減少、地域コミュニティの機能維持や存続、買い物難民対策、基幹産業である農業振興など、地域の持続的発展に向けた課題が山積しており、これらの課題克服に向けた解決策の検討が重要となってくる。

これまでの過疎対策によって、外海離島である本町の住民生活の生命線である港湾施設整備や航路航空路の維持、農業を基本とする産業振興施設の近代化、光ファイバー網など情報通信基盤の整備など、社会インフラ基盤の整備に一定の効果を収めた。これらに加え、過疎対策事業ソフト事業の設立により、「産科医等確保支援事業」、「就学支援対策事業」、「集落リーダー育成事業」、「廃止路線代替バス運行支援事業」などを実施し、子育て環境や教育環境の整備、安心安全なまちづくりに取り組んできた。また、都市部とは違った生活環境を求めた移住者を中心に、これまでとは違った新しいライフスタイルが提案され、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、都市部からの移住希望者の問い合わせが増加するなど、都市部には無い過疎地域が持つ魅力が再発見されている。これらの新たな動きを支え、和泊町、更には沖永良部島全体の魅力を高めるためにも過疎対策は必要不可欠である。

本町は、農業を基幹産業としてまちづくりを進めてきたが、今後も引き続き農業を基幹産業としながら、成長が期待される観光関連産業など様々な分野への支援を行うことが重要である。さらに、本町の最も価値のある地域資源である町民性を活かしたまちづくりを進めるとともに、持続可能な開発目標SDGsの推進、環境負荷の低減などの施策を積極的に展開し、第6次和泊町総合振興計画に掲げた「新たなLifestyle-和泊Lifeに向けて-」の実現に取り組む。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア 人口に関する目標

(ア) 長期的展望

令和7年3月に策定した人口ビジョン（第3期わどまり未来予想図プロジェクト）において、2050年（令和32年）の人口規模を4,300人と目標設定し、必要な政策を推進する。

(イ) 合計特殊出生率

本町の平成30～令和4年の合計特殊出生率は(国や県平均を上回っている)1.87であるが、直近の数値などを考慮した結果、現状よりも若干減少すると予想されることから、鹿児島県平均の1.62を根拠として推計する。

(ウ) 将来展望を実現するための戦略

人口減少対策や地域経済の活性化等に取り組むため、第6次和泊町総合振興計画（令和2年3月）と一体的に推進することとし、次の4つの柱を中心とした基本目標を掲げる。

- ① 地域資源をフル活用し、安定した仕事をつくる
- ② 国内外からの交流人口の増加を目指す
- ③ 安心・夢・ゆとりのある子育て環境づくりを目指す
- ④ 町民みんなが健康で、安心安全、自立した地域づくりを目指す

また、上記基本目標の推進には、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、自治体DX推進及びゼロカーボン推進を横断的な取組として位置付ける。

推進にあたっては、行政だけでなく町民や企業、各種団体、学校など、町全体が一体となって取り組み、地域の持続的発展を図る。

イ 財政力に関する目標

成果目標	現状値	目標値
① 経常収支比率	90.8% (R6)	89.8%
② 町債残高（普通会計ベース）	73.9億円 (R6)	70億円未満
③ 町税の徴収率	95.3% (R6)	96.7%

ウ その他、地域の実情に応じ、地域の持続的発展のための基本となる目標

成果目標	現状値	目標値
農業産出額	63.6億円 (R5)	58.3億円
町の施策による移住者数	24人 (R2-R6平均)	30人
合計特殊出生率	1.87 (H30-R4)	1.62
子育てを楽しいと思う親の割合	60%	75%

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

ア 評価時期

事業完了後の翌年度に評価を実施する。

イ 評価方法

本町の取組について客観性や透明性を持たせるため、毎年度一定数の事業において、総合戦略等外部評価委員会による外部評価を行い、その結果を公表するほか、事務事業評価（仕事振り返りシート）などの内部評価についても積極的に公表し、3箇年で全事業の外部評価及び内部評価が完了する体制を構築する。また、必要に応じて町民アンケートや事業説明会等を実施し、事務事業の見直しや情報公開を積極的に進める。

今後も、人口減少や少子高齢化を起因とした多くの政策課題に対して、選択と集中を意識したヒト・モノ・カネなどの必要な経営資源の投入を図るため、PDCAサイクルによる検証と改善を図る。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町では、財政的な負担となる更新費用を推計し、持続可能な財政運営ができるよう公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針として、平成28年度に「和泊町公共施設等総合管理計画」を策定している。また、基本方針に沿って各施設の個別方針を設定した「和泊町公共施設等個別施設計画」を策定している。両計画は、施設の劣化状況・大規模修繕や除却の実施等に応じて毎年更新を実施している。

【和泊町公共施設等総合管理計画の基本方針】

基本方針：適正かつ柔軟な施設マネジメント

基本目標：① 今後40年間で公共施設の総床面積を約30%削減

床面積の削減に向けて基本的に新築は行わず、長寿命化、機能移転等により、面積削減につながるような検討を第一に行う。

② 公共施設の利活用推進

計画期間内に可能な限り廃止の意思決定を行い、利活用の効果を最大限発揮する。

上記計画は、本町が定める過疎地域持続的発展計画に定められる事業計画に適合する計画である。

(9) SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（エスディージーズ。Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された2030年を期限とする「持続可能な開発目標」のことで、17の目標から構成されている。

本町の最上位計画である第6次和泊町総合振興計画はSDGsの理念を取り入れた計画となっており、本町の過疎地域持続的発展計画で示された基本方針等と重なるものであり、過疎地域持続的発展計画を推進することで、SDGs達成に向けた取組を推進することにつながる。

今回の過疎地域持続的発展計画においては、事業内容ごとにSDGsの目標を関連付け、SDGs推進に取り組むこととしている。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本町の人口は、昭和 10 年の 12,715 人をピークに年々減少の一途をたどり、令和 2 年国勢調査では 6,783 人とおよそ半数も減少している。また、若年層の島外流出などによる労働人口の減少及び活力の低下が顕著となっており、町の産業基盤である農業分野をはじめとして商工・観光・福祉などあらゆる分野で担い手不足に直面している。

現在、U・I・R ターン者の定住を図るため、移住・定住相談員による相談対応、移住情報サイトによる情報発信、「しま暮らし体験住宅」の活用による移住・定住促進に努めているが、住居に関する問い合わせが最も多く、住宅不足が移住・定住促進の課題となっている。

空き家対策についても、老朽化が進むとともに台風等による屋根や壁材の飛散が発生し、周囲の建物や農作物に被害を及ぼしている。原因の除去には、老朽化した建物の除却が有効であるが、解体費用の捻出が困難であることや空き家の所有者が島外にいるため除却が進まないのが現状である。

本町は、全国 8 都市によるフラワー都市交流や友好都市である沖縄県今帰仁村との相互交流、郷土出身者で組織する「沖洲会」等との様々な交流活動を行っている。また、オリンピック・パラリンピックを契機としたホストタウン交流やジョギング大会などのイベントを通じた交流を図ってきている。さらなる活力ある集落づくり、地域づくりを推進するためにも、行政のみならず、民間事業者、地域住民、NPO 等の様々な主体が連携し、住民一丸となったより一層の地域間交流を推進する必要がある。

(2) その対策

本町への移住・定住を促進し、人口減少の緩和を図るためには、住宅不足の解消や就業・起業しやすい環境づくりが重要となる。そのため、空き家バンク制度を活用した情報発信や移住情報サイト「くらすわどまり」を活用した仕事情報の発信、空き家を改修し利活用するための空き家活用促進補助金の活用促進、就業・起業支援体制の充実化を図るための施策を積極的に検討する。

また、移住希望者とのミスマッチが起こることを防ぐためにも、本町の生活環境や医療・福祉、子育て・教育環境等を把握していただくための相談体制及び情報発信の充実化に努めるとともに「しま暮らし体験住宅」でのお試し暮らしを強力に推進し、移住・定住促進を図る。

さらに、地域おこし協力隊制度の活用による若者の I ターン促進や小中高生向けの郷土を愛する心を育む取組を加速することによる U ターン率の向上を目指す。

近年の高まりつつあるリモートワークやテレワーク、ワーケーション、二地域居住などの多様化する働き方やライフスタイルの変化によるニーズを把握し、本町の魅力である温暖な気候と自然の豊かさ、人の温かさを活かした U・I・R ターン者の受入体制構築及び関係人口の創出拡大に取り組む。

危険廃屋等については、空き家解体費用への助成や町へ土地・建物を寄付した場合の解体を行うなどの対策を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
移住・定住・ 地域間交流 の促進，人 材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	移住・定住促進事業 「具体的な事業内容」 ・和泊町移住相談員の活用 ・移住支援サイト「くらすわどまり」での情報発信 ・和泊町定住促進住宅用地及び和泊町定住促進住宅の管理運営 ・特定地域づくり事業協同組合への支援等 「事業の必要性」 移住・定住希望者への支援のため必要である。 「見込まれる事業効果等」 移住・交流人口の増加	町	
		空き家対策総合支援事業 「具体的な事業内容」 町内に存する空き家の改修及び解体を行い，空き家の減少を促進する。 「事業の必要性」 空き家件数は300件程度と多いので，改修及び解体を促進することで，住環境の向上を図る必要がある。 「見込まれる事業効果等」 老朽空き家が減少し，住環境が向上するほか，利活用できる空き家を改修することで，人口増加，地域活性化が期待できる。	町	
		空き家活用促進事業 「具体的な事業内容」 賃貸目的の空き家のリフォーム費用に対し，補助金を交付する。 「事業の必要性」 補助金を交付することにより，空き家の改修を促進し，空き家の減少及び人口増や地域活性化を図る必要がある。 「見込まれる事業効果等」 空き家の減少及び人口増による地域活性化や住環境の向上。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
	地域間交流	沖縄交流拡大事業 「具体的な事業内容」 ・友好都市提携している沖縄県今帰仁村との住民・団体間及び青少年の相互交流、災害時の相互応援等を行う。 ・沖縄在住者や沖縄を来訪する旅行者等に沖永良部島の認知度を向上させるプロモーションを実施する。 「事業の必要性」 今帰仁村との交流・連携拡大による交流人口の増加及び沖縄在住者や沖縄を来訪する旅行者等へのプロモーションを実施することで入込客数拡大を図る必要がある。 「見込まれる事業効果等」 友好都市協定締結を機会に更なる 連携・発展、相互地域の活性化が図られる。また、認知度が高まることで観光関連産業等の産業振興の促進に寄与する。	町	
	人材育成	まちゆんどプロジェクト事業 「具体的な事業内容」 ・島の子どもたちが「郷土を愛する心を育む」ための郷土塾を設立する。 ・島を離れた出身者等との関係づくりを継続するための環境づくりを行う。 「事業の必要性」 島の未来を担う子どもたちが、島に愛着や誇りを持ち、将来は島の発展に貢献したいと島に帰ってきたくなる環境をつくるために必要である。 「見込まれる事業効果等」 子どもたちの学びの場の創出や郷土愛の醸成、島外の出身者とのつながりづくり、就業・起業しやすい環境づくり、Uターン者の増加が期待される。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「和泊町公共施設等総合管理計画」及び「公共施設個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、安心・安全で持続可能な維持管理を実現する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 基盤整備（農業）

- (ア) 農産物の自由化、集落の過疎化、資材等の価格高騰、高齢化などにより農業を取り巻く環境が厳しい中、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成強化を目的として、畑地帯総合整備事業（担い手支援型）を始め、各種事業の導入により畑地かんがい施設や農道の整備を実施している。
- (イ) 国営附帯県営事業の進捗の遅れや担い手等への農地集積が思うように進まないことに加え、事業実施に伴う農家負担が事業実施の妨げになっている。また、これまで整備した施設の老朽化など事業推進と併せて解決すべき問題が山積している。

イ 農業の振興

- (ア) 台風常襲地帯である本町においては、近年接近する台風が大型化していることから、被害の軽減が課題である。
- (イ) 外海離島であるため、本土までの農林水産物の移出入に多額の費用負担が発生している。
- (ウ) 品質の優れた農産物を生産しているが、台風や干ばつ等の気象影響を受け、生産量及び価格が安定しないことから農家経営の安定化を図る必要がある。
- (エ) 高齢化等による後継者不足の解消や農地の集積・集約化が急務である。
- (オ) 重要病害虫、特殊病害虫及び不快害虫等対策の充実・強化が急務である。

ウ 水産業の振興（加工施設、流通販売施設）

- (ア) 沖永良部島漁協では、島内での魚介類の消費が減少傾向にあり、水揚げの7割ほどが島外へ出荷されている。
- (イ) 島内消費の拡大のため、魚食普及活動の充実が必要である。
- (ウ) 鮮度保持向上による安心安全な漁獲物の提供及び高付加価値化、安定的かつ効率的な出荷・輸送コストの削減が必要である。
- (エ) 沖永良部島漁協の荷さばき施設の老朽化が顕著であり、衛生管理が保てないほか、建物自体の危険度が高まっており、施設の整備が急務となっている。

エ 観光の振興

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録や外国クルーズ船の寄港など、新たな観光需要が生まれているものの、コロナ禍以降の島内入込客数の回復は他群島内離島と比較して鈍化傾向となっている。来島者の満足度や観光消費額を高めるための観光コンテンツ等が不足し、効果的な誘客に繋がっていない。

オ 港湾

- (ア) 伊延港では、施設の長寿命化を図るための整備が必要である。
- (イ) 和泊港では、港内の静穏度を確保するための整備や、施設の長寿命化を図るための整備が必要である。

(2) その対策

ア 基盤整備（農業）

- (ア) 地域住民との話し合い活動（多面的機能支払交付金）を中心に、行政主導から地域主導への転換を促し、県営事業と併行した和泊町農業農村整備事業計画を策定する。
- (イ) 工事分担金及び負担金滞納者に対する納入対策の強化を図る。
- (ウ) 畑地帯総合整備事業（担い手支援型）により、畑かん施設を整備し、維持管理を行い、町内全域に畑かん用水の安定的な確保と供給をすることで個々の農家所得の向上を図る。
- (エ) 国営及び県営事業で受託した土地改良施設の計画的な改修や更新を図る。また、土地改良区が畑かん施設に対する維持管理に多大な費用と労力を要している。土地改良区を支援することにより、農業用水の安定的な確保と供給を図る。
- (オ) 施設の点検活動を実施し、簡易補修等を行いながら、施設の長寿命化を図る。
- (カ) ほ場整備に併せて農道を改良舗装し、農業機械・農作物のスムーズな流通体系を確立する。
- (キ) 施工については、環境との調和に配慮した事業を実施し、景観や生態系に配慮した工法を導入する。
- (ク) 共生・協働の農村づくりの精神に基づき、地域と連携・協働して適切な管理を推進する。
- (ケ) 遊休農地発生防止のための保全管理等の実施を支援する。
- (コ) 点検結果に基づいて側溝の泥上げの実施を支援する。
- (サ) 畦畔・農用地法面等の草刈り等の実施を支援する。
- (シ) 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する伝統行事の継承等を支援する。

イ 農業の振興

- (ア) 台風被害を軽減できる鉄骨平張施設、補強型営農ハウスの導入及び台風後の停電対策としてのLED電球と小型発電機の導入により、災害に強い農業基盤の整備を行う。
- (イ) 輸送コストを軽減することにより、流通経済の不利性を改善し、生産振興や産業振興を図る。
- (ウ) 農家への情報発信を強化することにより、畑かん営農の推進を図る。
- (エ) 新規就農者及び認定農業者等の担い手を確保するとともに、地域計画の目標実現の為に農地の集積・集約化及びスマート農業を推進し、農村地域の活性化に努め、人材不足の軽減を図る。
- (オ) 重要病害虫、特殊病害虫及び不快害虫等の侵入・蔓延防止に向けた対策を図る。

ウ 水産業の振興（加工施設、流通販売施設）

- (ア) 加工食品を開発することにより、魚介類を身近な食材として利用し、特産品としての価値を見出す。
- (イ) えらぶ漁業集落と連携した簡易加工場の活用による低未利用資源を用いた加工品開発や、イベント等における島魚の魅力発信をとおして、魚食普及を図る。
- (ウ) 沖永良部島漁協及び漁業者と連携した船上活締め等、鮮度保持技術の普及により、単価及び漁業所得の向上を図り、輸送コストを軽減することにより流通経済の不利性を改善し、生産振興や産業振興を図る。
- (エ) 沖永良部島漁協荷さばき施設の整備を行い、高度衛生管理及び共同出荷体制の強化を図る。

エ 林業の振興

- (ア) 本町の特用林産物であるきくらげの生産において、夏季の高温による収量低下を軽減するため、生

産支援を通じ、年間を通して安定したきくらげ生産の確立を図る。

(イ) 輸送コストを軽減することにより、流通経済の不利性を改善し、生産振興や産業振興を図る。

オ 観光の振興

第2次おきのえらぶ島観光基本計画に基づいて、(一社)おきのえらぶ島観光協会のDMO登録などの組織体制の強化、観光業DX及び観光誘客イベント(花の島沖えらぶジョギング大会等)の推進を図り、また、県及び奄美群島12市町村と広域的な連携を行い、歴史的・文化的に繋がりの深い沖縄県との連携強化を行うことで、交流及び関係人口の拡大や創出及び地域経済の活性化等を推進する。

カ 港湾

(ア) 伊延港については、施設の長寿命化を図るための事業を推進する。

(イ) 和泊港については、県に対して、港内の静穏度を確保するための沖防波堤など必要な港湾施設の整備を推進する。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	水利施設等保全高度化事業 (畑地帯総合整備・担い手育成型) 伊美第二地区 畑かん施設 12.7ha	県	
		水利施設等保全高度化事業 (畑地帯総合整備・担い手育成型) 和地区 畑かん施設 13.7ha	県	
		水利施設等保全高度化事業 (畑地帯総合整備・担い手支援型) 朝知野地区 畑かん施設 40.2ha 土層改良 12.7ha	県	
		水利施設等保全高度化事業 (畑地帯総合整備・担い手支援型) 外俣地区 畑かん施設 27.4ha 土層改良 6.8ha	県	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
		水利施設等保全高度化事業 (畑地帯総合整備・担い手支援型) 白瀬地区 畑かん施設 66.3ha 土層改良 29.4ha	県	
		水利施設等保全高度化事業 (畑地帯総合整備・担い手支援型) 畦布第二地区 畑かん施設 59.3ha 農道 865m	県	
		水利施設等保全高度化事業 (畑地帯総合整備・担い手支援型) 筒岩地区 農道 5,435m 土層改良 23.1ha	県	
		水利施設等保全高度化事業 (畑地帯総合整備・担い手支援型) 後蘭地区 農道 5,980m 土層改良 10.6ha 暗渠排水 4.7ha	県	
		水利施設等保全高度化事業 (畑地帯総合整備・担い手育成型) 与和の浜地区 30ha	県	
		水利施設等保全高度化事業 (畑地帯総合整備・担い手支援型) 和第二地区 畑かん更新 51.0ha	県	
		水利施設等保全高度化事業 (畑地帯総合整備・担い手支援型) 和第三地区 畑かん更新 34.0ha	県	
		農村地域防災減災事業 (防災重点農業用ため池緊急整備) 上原地区 ため池改修 2 池	県	
		農村地域防災減災事業 (防災重点農業用ため池緊急整備) 西原上原池 ため池改修	県	
		農村地域防災減災事業 (防災重点農業用ため池緊急整備) 国頭伊池 ため池改修	県	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
		農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備）永嶺前池 ため池改修	県	
		農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備）坊ヤ田1号池 ため池改修	県	
		農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備）耳付池 ため池改修 流末水路一式	県	
		農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備）和地区調整池 ため池改修	県	
		農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備） 上原4号池ため池改修	県	
		水利施設等保全高度化事業 （基幹水利施設保全型） 第二沖永良部地区 ポンプ更新他	県	
		水利施設等保全高度化事業 （基幹水利施設保全型） 第三沖永良部地区 ポンプ更新他	県	
		水利施設等保全高度化事業 （基幹水利施設保全型） 第四沖永良部地区 ポンプ更新他	県	
		水利施設等保全高度化事業 （簡易整備型）第二白百合地区 （シート・フェンス）更新一式	町	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 皆川地区 送水管更新 1,019m	県	
		農村地域防災減災事業 （用排水施設等整備）西原地区 排水路工 1,200m	県	
		農村地域防災減災事業 （用排水施設等整備）上原地区 排水路工 1,200m	県	
		農村地域防災減災事業 （用排水施設等整備）根折地区 排水路工 1,000m	県	
	(2)港湾施設	伊延港統合補助事業 港湾施設の補修事業	町	
		和泊港改修事業・統合補助事業	県	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
		伊延港海岸施設長寿命化計画策定事業	町	
		荷さばき施設等整備 沖永良部島漁業協同組合	町	
	(9) 観光又は レクリエー ション施設	空き家対策総合支援事業	町	
		空き家活用促進事業	町	
		笠石海浜公園周辺環境整備事業	町	
		和泊町都市公園の長寿命化と安全・安心な公園 づくり	町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	多面的機能支払交付金 (農地維持・資源向上共同) 「具体的な事業内容」 21 組織において水路の泥あげや農道の路面 維持, 法面の草刈り及び水路更新, ため池フェ ンスの補修を実施する。 「事業の必要性」 水路・農道等の管理を地域で支える活動や水 路更新・農道舗装・ため池の補修等, 地域資源 の質的向上を図るために必要である。 「見込まれる事業効果等」 各組織において地域の課題を協議し, 地域資 源の保全管理の目標を定めて取り組みを実施 することで農業・農村の有する多面的機能を適 切に維持・発揮できる。	活動 組織	
		みへでいるプロジェクト事業 「具体的な事業内容」 島の恵みに感謝をしながら資源を有効に活 用し, 農林水産業の活性化を図り次世代へつな ぐ生業へと進化させるプロジェクト。 「事業の必要性」 家庭菜園の普及や, 新たな販売ルートの開 拓, 野菜を持ち寄る集いの場や楽しみを創出す るために必要である。 「見込まれる事業効果等」 地産地消による島内自給率の向上を図り, 台 風などで物資が届かないときも生鮮食料品が 確保できる, 災害にも強いまちづくりにつなげ る。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
		土地改良区運営支援事業負担金 「具体的な事業内容」 土地改良施設の維持管理への支援 「事業の必要性」 土地改良区の健全な運営は、かんがい用水の安定供給及び維持管理に係る費用と労力の軽減に必要である。 「見込まれる事業効果等」 農家の生産性、経営の安定向上につながる。	沖永良部土地改良区	
		奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業 「具体的な事業内容」 奄美群島の出荷港から鹿児島港若しくは鹿児島空港又は那覇港若しくは那覇空港までの輸送コストを補助 「事業の必要性」 流通条件の不利性を改善し、生産振興や産業振興を促進するために必要である。 「見込まれる事業効果等」 農林水産業の活性化が見込まれる。	町	
		かごしまの特用林産物産地づくり事業 「具体的な事業内容」 きくらげ生産現場における資材及び設備等の導入を支援する。 「事業の必要性」 栽培環境が気温の変化や虫害の発生等、外的要因に左右されることもあり、生産環境の整備を行うために必要である。 「見込まれる事業効果等」 和泊町の特用林産物であるきくらげの安定した生産量確保を図る。	町	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備考
町内全域	製造業, 旅行業, 農林水産物等 販売業, 畜産業, 水産業, 情報 サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

同章の「(2) その対策」及び「(3) 計画」のとおりとし、県や奄美群島広域事務組合等との連携・情報交換を通じ、効率的な取組を行うよう努める。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「和泊町公共施設等総合管理計画」及び「公共施設個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、安心・安全で持続可能な維持管理を実現する。

港湾施設については、「伊延港維持管理計画」に基づいて、構造上の変状に対する計画的かつ適切な点検診断・維持補修を実施し、要求性能を十分に確保する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報通信

経年劣化や塩害、台風災害により光ファイバー設備が断線し、有線テレビの視聴やインターネットの利用が出来なくなり、日常生活に支障をきたし、安定した情報提供が出来なくなるため、施設の補修や更新工事が必要になる。

(2) その対策

情報通信

光ファイバー設備等の保守業者と連携を図り、台風襲来時の故障に対する修理対応や、故障の原因となる樹木の伐採等の設備維持管理の迅速な対応等を強化する。

また、経年劣化による情報通信設備の更新工事を計画的に行い、台風災害時等でも安心した情報発信が行えるインフラ整備も行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
地 域 に お け る 情 報 化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	有線テレビ ジョン放送 施設	有線テレビ施設設備更新事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	情報通信基盤維持管理事業 「具体的な事業内容」 伝送路設備維持管理・点検保守 「事業の必要性」 外部委託業者との連携を密にし、保守委託料の適正化を図りながら保守対応力の向上に努め、適切な維持管理により円滑な事業運営を行うために必要である。 「見込まれる事業効果等」 安定した光ファイバー網の整備により、有線テレビ放送を通して町内の話題や気象情報、役場各課からのお知らせなど様々な情報を提供し、すべての町民が話題を共有することで地域活性化につなげる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「和泊町公共施設等総合管理計画」及び「公共施設個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、安心・安全で持続可能な維持管理を実現する。

5 交通施設の整備，交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

- (ア) 通学路で歩道の無い箇所や幅員の確保がされていない路線があり児童生徒の安全が確保されていない。
- (イ) 経年劣化で舗装にひび割れやわだち掘れ及びポットホールのある路線があり，自動車の快適な通行に支障がある。
- (ウ) 橋梁の老朽化が進んでおり，補修が必要である。

イ 陸上交通の確保

他の公共交通機関のない本地域において，地域住民の生活を支え，域外との交流を活性化するため路線バスの運行は欠かせない。しかし，少子高齢化による人口減少に伴い，路線バスの利用者が減少し運行維持が危ぶまれている。

ウ その他

奄美群島において，航路・航空路線は住民の往来や産業活動に欠かすことのできない極めて重要な交通手段であり，沖縄などと比べて割高な移動コストは，住民の生活利便性の向上や，観光の振興等を図る上で課題となっている。

(2) その対策

ア 道路

- (ア) 現道拡幅や歩道設置することで歩行者の安全を確保する。
- (イ) 舗装の修繕を実施し，道路の危険除去及び運転者が快適に走行できるように整備する。
- (ウ) 橋梁長寿命化計画に沿った橋梁の適期架替及び修繕を実施し，通行車の安全確保及び橋梁のライフサイクルコストの縮減を実現する。

イ 陸上交通の確保

地域住民の生活に必要なバス路線のため，路線の統廃合や車両の小型化，デマンドバスの運行等，経費削減や利便性の向上を図りつつ，今後の地域課題の解決と公共交通機関が共存するための実証事業等を積極的に行い，効率的で持続可能な公共交通体系構築を図る。

ウ その他

奄美群島の航空運賃及び航路運賃について軽減を図るとともに，交流人口拡大に向けた航空・航路の需要喚起を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
交通施設の 設備、交通 手段の確保	(1) 市町村道			
	道 路	内城上城線・谷山工区 改良舗装 W=9.25m (5.5m) L=1,340m	町	
		小積原名川線・和泊工区 改良舗装 W=9.25m (5.5m) L=750m	町	
		与名原平線・和泊工区 改良舗装 W=9.25m (5.5m) L=260m	町	
		平瀬線・玉城工区 舗装修繕 W=5.0m (4.0m) L=700m	町	
		和泊和線・和工区 排水路整備 W=6.0m L=300m	町	
		谷山内喜名線・谷山工区 舗装修繕 W=5.0m L=1,200m	町	
		与名原平線 改良排水路 W=1.0m L=385m	町	
		和泊和線 舗装修繕 W=5.5m L=450.0m	町	
		伊延海岸線 舗装補修 W=4.0m L=200.0m	町	
		根折与和線ほか・根折古里工区ほか 交通安全 L=3,300m	町	
		与名原平線・和泊工区 無電柱化 W=9.0m (5.5m) L=110m	町	
	橋りょう	橋梁長寿命化修繕計画 定期点検, 計画策定 16 橋	町	
		南洲通線・南洲橋（下流側） 橋梁架替 W=1.9m L=22.2m	町	
		谷山内喜名橋・松山橋 橋梁修繕 W=6.6m L=5.4m	町	
		後蘭線・みずほ橋 橋梁修繕 W=6.6m L=5.4m	町	
		南洲通線・南洲橋（石橋） 橋梁修繕 W=6.9m L=19.0m	町	
		大津美田線・大津美田橋 橋梁修繕 W=6.2m L=12.1m	町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	廃止路線代替バス運行委託事業 「具体的な事業内容」 本町及び知名町が共同で運行している廃止 路線代替バス事業について、運行事業を沖永良 部バス企業団に委託して、島内全集落に路線バ スを運行する。	沖永良部 バス企業 団	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
		「事業の必要性」 障害者や高齢者といった交通弱者にとっては必要不可欠な移動手段であり、路線を維持するために必要である。 「見込まれる事業効果等」 医療施設のある和泊・知名の中心部や公共施設と各集落を路線バスで結ぶことにより住民の移動手段の維持・確保を図る。		
		条件不利性改善事業負担金 「具体的な事業内容」 離島住民及び旅行者（群島間路線のみ）への運賃支援 「事業の必要性」 奄美群島における条件不利性の解消を図るために必要である。 「見込まれる事業効果等」 移動負担が軽減され、群島内交流が促進されることで、地域活性化へつなげる。	奄美群島 航空・航 路運賃軽 減協議会	
	その他	むうるほうらしゃプロジェクト事業 「具体的な事業内容」 自転車レーンなど自転車を利用しやすい交通環境づくりを行い自転車の活用を推進する。 「事業の必要性」 自転車の活用を推進することで、町民の健康増進及び環境負荷の低減を図るために必要である。 「見込まれる事業効果等」 体力向上や健康増進を図ることで医療費の削減につなげるとともに温室効果ガス削減効果等、環境にやさしい町が創出される。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「和泊町公共施設等総合管理計画」及び「公共施設個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、安心・安全で持続可能な維持管理を実現する。

橋りょうについては、「事後保全型管理」から「予防保全型管理」への転換を図るとともに、「和泊町長寿命化修繕計画」に基づいて、計画的な修繕及び維持管理を行う。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

- (ア) 安全で安定した水の供給のために、耐震対策・老朽化対策の設備更新が必要である。
- (イ) 水質管理の適正化及び取水設備の更新などにより、地下水の確保と能力維持に努め環境対策などを通じて、地下水の保全に取り組む必要がある。
- (ウ) 硬度低減化処理施設については、施設維持管理等による修繕費用が増大している。また、節水型社会や人口減少に伴い使用水量が年々減少している。

イ 下水道処理施設

- (ア) 処理施設の老朽化が進むと十分な機能を発揮できないばかりでなく、重大な故障や災害につながる危険性がある。
- (イ) 破損や故障による補修・修繕の頻度が増加し、維持管理費の増大につながり、経済面でも問題が生じるため、処理施設を適正に維持管理していくためには、適度な時期での適正な改善・強化工事が不可欠である。
- (ウ) 汚水処理人口普及率を 100%とするため、さらなる生活排水処理施設の整備を促進する必要がある。

ウ 廃棄物処理施設

- (ア) ごみ処理に関しては、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、最終処分場が整っており、住みよい生活環境の構築が図られている一方で、5 種類に分別されたごみを収集しているが、分別が徹底されておらず、焼却炉の故障の原因となっている。今後、施設の長寿命化のためにもごみの分別と監視体制の徹底を図る必要がある。
- (イ) 平成 14 年度に供用開始した焼却施設については、20 年が経過し、維持・補修費が年々増大している。
- (ウ) 現在稼働しているし尿受入れ施設が、老朽化により故障が増加し、施設の運転に支障をきたしているため、新たなし尿処理施設の整備が必要である。

エ 消防施設

- (ア) 消防団の装備の基準により、消防団の装備の充実を図る必要がある。
- (イ) 消防設備について、老朽化等に対応するため、計画的に設備を更新する必要がある。

オ 公営住宅

- (ア) 核家族化の進展 I・U ターン者の増加に伴い、住宅が不足している。
- (イ) 町営住宅については、築年数が 20 年以上の鉄筋コンクリート造の住宅が塩害や老朽化により劣化が進み、改修の必要がある。

カ その他

- (ア) 台風時の指定避難所に、防風戸等がないため安心して避難できない状態である。
- (イ) 大規模災害時の指定避難所として、多くの避難者を受け入れるための体制が十分でない。

- (ウ) 自主防災組織は結成されているが、自助共助のもと、更なる防災減災に対する意識の向上を図る必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設

- (ア) 施設においては、第7次拡張事業により概ね更新されたが、本町の重要施設である越山配水池の更新が残っており、令和7年度に全体計画を策定し、令和8年度以降更新を実施する予定である。
- (イ) 費用削減等を進めると共に健全経営に努めていかなければならない。

イ 下水処理施設

- (ア) 令和3年度から農業集落排水施設において、仁嶺地区・城地区施設整備機能強化事業を導入し、施設や機器等の更新を行う。
- (イ) 令和2年度から公共下水道施設において、防災・安全交付金事業を導入し、施設や機械設備の更新を行っている。
- (ウ) 汲み取り式や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進を図り、汚水処理人口普及率100%を目指す。

ウ 廃棄物処理施設

- (ア) 持続可能な循環型社会構築のためには、ごみの減量化をはじめ、ごみの分別の徹底、資源ごみのリサイクル等が不可欠であり、施設の長寿命化のためにも広報等で住民意識の高揚を図るとともに、施設の劣化状況や耐用年数を把握し、中長期的な計画を立て維持管理を行う。
- (イ) 有機物供給センターが昭和55年に建設されてから現在、施設の処理量が増加し、稼働は安定しているが、一方で経年劣化による処理能力の低下や環境の悪化が懸念されているため、し尿・浄化槽汚泥の前処理に対応した機器等の導入を行うとともに、作業環境の改善、長寿命化を目指す。

エ 消防施設

- (ア) 消防団の装備の基準(平成26年2月7日改正)により、消防団の装備の充実を推進する。
- (イ) 消防設備について、老朽化等に対応するため、計画的な更新を推進する。

オ 公営住宅

- (ア) 老朽化や機能の低下した町営住宅の建替及び改修を推進する。
- (イ) 空き家住宅の活用による住環境の整備及び移住・定住者受入対策を推進する。
- (ウ) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」による住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率向上に向けた取組を推進する。
- (エ) 高齢者及び障害者等に配慮した耐久性に優れた住宅の整備を推進する。

カ その他

- (ア) 指定避難所において、台風時に安心して避難できるよう防風戸等の設置を推進する。
- (イ) 大規模災害時に備え、指定避難所の改修を行い施設の長寿命化を推進する。

(ウ) 地域防災力の向上のため、自主防災組織の活動促進のために、自主的な避難訓練の実施や要配慮者の避難に対する対策について、取組を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
生活環境の 整備	(2) 下水道処理施設			
	公共下水道 施設	北部地区統廃合事業	町	
		下水道施設耐震化事業	町	
		ストックマネジメント事業	町	
	農業集落排水 施設	仁嶺地区・城地区施設設備更新事業	町	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	沖永良部衛生管理組合設備整備事業	沖永良部衛 生管理組合	
	し尿処理施設	有機物供給センター前処理施設設置事業	町	
	(5) 消防施設			
		消防自動車購入事業	町	
	(6) 公営住宅			
		公営住宅等整備事業	町	
		住宅ストック総合改善事業	町	
		住宅・建築物安全ストック形成事業	町	
		空き家対策総合支援事業	町	
		既設公営住宅居住性向上等改善事業	町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	あたらむープロジェクト事業 「具体的な事業内容」 ごみの排出量を減らし、限りある資源を大切に、心豊かで丁寧な暮らしへと価値観の転換及び持続可能な社会の構築を図るために、様々な取組みを行うプロジェクト。 「事業の必要性」 離島という条件下で、環境負荷や費用対効果とのバランスを見極めながら、価値観を転換させていくために必要である。 「見込まれる事業効果等」 ごみの減量化により環境負荷の低減、焼却施設及び最終処分場の長寿命化を図ることができる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「和泊町公共施設等総合管理計画」及び「公共施設個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、安心・安全で持続可能な維持管理を実現する。

上水道については、「和泊町水道ビジョン」に基づいて、施設や管路の計画的な管理を行い、安全かつ安定した給水に努め、健全な事業経営の確立を図る。

公営住宅については、「和泊町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、修繕、改善、建替え、用途廃止などの公営住宅等の活用手法を定め、計画的な点検、修繕等により長寿命化を図る。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と課題

令和2年度まで乳幼児医療費助成事業として、未就学児から中学生までを対象に保険該当医療費の一部負担金について全額助成を実施していたが、令和3年4月から子ども医療費助成事業として、対象年齢を高校生まで拡充し子育て世代の経済的負担を軽減することにより、こどもの健康増進及び疾病の早期発見・早期治療を促進し、健やかな成長の推進を図るとともに、子育て支援施設について、現保育施設の老朽化や少子化、保育ニーズの多様化など変化する社会情勢に対応する保育環境の整備が必要である。

高齢者福祉については、高齢化が進むなか、要介護認定者数や介護サービス受給者の増加に伴う介護費用の増大や介護人材の不足も課題となっている。障害福祉については、障害者の自立のための仕事や生活の場が不足しており、環境整備が課題となっている。地域福祉においては、社会経済状況の変化に伴う生活形態の変化により、生活困窮に陥らないための環境整備、地域社会の理解と協力が不可欠となっている。

(2) その対策

ア 令和3年4月から子ども医療費助成事業に係る対象年齢を高校卒業年度末までに引き上げ、子育て世代の疾病等の早期発見・早期治療を促進する。

イ 地域性や少子化、多様化する保育ニーズ等に対応できる新たな保育施設の整備を行う。

ウ 介護サービス提供側の次世代育成の一環として、高校生をはじめこどもへの働きかけを行う。

エ 就労支援施設等の充実により障害者の地域での自立支援を図る。

オ 関係団体・機関等と定期的に会議を開催し、地域での支え合いや生活困窮者等への支援を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	(2) 認定こども園	わどまりこども園建設事業 「具体的な事業内容」 安心・安全な保育施設の整備。 「事業の必要性」 現施設の老朽化や、少子化、多様化した保育ニーズに対応できる施設が必要なため。 「見込まれる事業効果等」 安心安全な保育施設整備により、子育て環境の充実が図られる。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	子ども医療費助成事業 「具体的な事業内容」 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるこどもの医療費（医科・歯科）の自己負担額を全額補助 「事業の必要性」 こどもの健康増進及び子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して医療を受けられる環境にするために必要である。 「見込まれる事業効果等」 子育て世代の経済的負担を軽減し、こどもの疾病等の早期発見・早期治療の促進につなげる。	町	
	その他	むうーるし、ふでいらさープロジェクト事業 「具体的な事業内容」 子育て家庭と地域住民や高齢者等との交流を図ることで、地域で子育てを支援し見守っていく体制を作るプロジェクト。 「事業の必要性」 少子化や核家族化が進む中、地域で安心して子育てができる環境を整えていくため必要である。 「見込まれる事業効果等」 子育て家庭の育児及び養育不安の解消や子育ての負担が軽減され、地域全体で子どもを育む社会づくりにつなげる。	町	
		みじらしゃエリアプロジェクト事業 「具体的な事業内容」 空き家を活用して住宅確保要配慮者への円滑な住居の供給を図る。 「事業の必要性」 空き家及び住宅確保要配慮者の増加に対応する必要がある。 「見込まれる事業効果等」 空き家の賃貸住宅としての活用及び住宅確保要配慮者の住居確保につなげる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「和泊町公共施設等総合管理計画」及び「公共施設個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、安心・安全で持続可能な維持管理を実現する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

産婦人科医療施設の開業や産科医が常駐できるよう支援事業を実施することにより、産科医を確保している。島内に医療機関として、病院が1か所、診療所が5か所ある。病院の診療科には産婦人科があり2名の常勤産科医（うち1名は他診療科兼務）と助産師が勤務している。現在、産婦人科医療施設の開業や産科医が常駐できるよう支援事業を実施していることにより、産科医を確保している。今後も島内において安心して分娩できる環境整備に努める必要がある。

また、救急指定医療機関については隣町に1か所あり、年中無休・24時間体制で島民の健康と生活を守っている。しかし、島内の医療機関で対応できない場合はドクターヘリや自衛隊による島外搬送が余儀なくされる。特に、特定疾患等の中には、専門医がいないため島外受診せざるを得ない状況にあり、住民の精神的・経済的負担となっている。今後も島民が安心して生活するための環境整備に努める必要があり、医師のみならず医療人材が不足している状況である。

(2) その対策

ア 低出生体重児や早産等の対応を含め、関係機関と連携し産科医の確保に努める。

イ 町内出身者において、医師、助産師等の資格取得を目指し、島内で勤務する人材育成を支援する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
医療の確保	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	自治体病院	産科医等確保支援事業 「具体的な事業内容」 島外から赴任した産科医等及び新たに産婦人科医療施設を開設した産科医に対し、確保支援手当を支給。 「事業の必要性」 昼夜を問わない出産に対応できるように、今後も島外から産科医を確保するために必要である。 「見込まれる事業効果等」 医療機関と連携することにより、町民が安心して出産できる環境へつなげる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「和泊町公共施設等総合管理計画」及び「公共施設個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、安心・安全で持続可能な維持管理を実現する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校施設等夜間照明設備

現在、各施設に夜間照明が整備されているが、水銀灯の為照明が暗く、見えづらい箇所等があり、スポーツ少年団及び部活動に支障をきたしているため、児童生徒が安心安全に活動できるよう整備する必要がある。

イ 学校施設 LED 照明整備

国がLED照明等の次世代照明 100%化を目指していることにより、蛍光灯の生産終了が進んでいることから、照明のLED化が必要である。和泊町にある小中学校6校のうち1校のみLED照明への移行が終了している。

ウ 児童生徒島外活動支援

離島であることから、児童・生徒がスポーツ及び文化活動の島外大会等に参加するにあたり、本土より多くの旅費がかかることから、保護者の経済的負担が大きい。

エ 就学支援対策

近年、児童生徒の学力や学ぶ意欲・体力の低下、家庭・地域の教育力の低下など憂慮すべき傾向にあり、確かな学力の定着や学習意欲の喚起、体力の向上等を図る必要がある。また郷土学習として、茶道や島ムニ教室などを実施している。また授業の中でも各小中学校で郷土学習講話を実施し町の歴史や文化に触れる体験をしている。

オ 教育関連施設整備

町内小中学校において築23年以上の校舎が6校中全てとなっており、各学校雨漏れや塩害、建具の老朽化により劣化が進み、児童生徒や町民が安心安全に学べる教育環境ではないため、改修を行う必要がある。

(2) その対策

ア 学校施設等夜間照明整備

照明設備の新設や改修工事を行うことにより、照明の見えづらい箇所を減らし、各学校施設のみならず、町の施設においても、児童生徒や施設使用者の安心安全を確保する。

イ 学校施設 LED 照明整備

蛍光灯の生産終了が進むなか、学校施設の照明をLED化に更新することにより、電気代の抑制や冬の部活動の安全の確保や教室環境の改善、児童生徒の学習意欲の向上を図る。

ウ 児童生徒島外活動支援

地域格差を解消するため、大会参加費等の旅費を補助することで、保護者の経済負担の軽減を図り、各種行事や部活動の大会、島外における強化練習等を辞退することなく積極的な参加・出場を促すことができ、子どもたちの技術力・能力向上を推進する。

エ 就学支援対策

発達に応じた確かな学力の定着を図り、児童生徒の個性や能力を伸ばすことや社会の変化に応じた教育、特別支援教育、英語活動支援など、子どもの状況に応じた教育を推進するために支援員を確保する。さらに、小中学生を対象にサイエンスアカデミーを通しての科学実験や、パソコン教室を行い社会の変化に応じた教育を推進する。また、町には家庭教育支援員が5人いることを広く周知し、保護者の悩みや相談が言える環境づくりを提供する。体力低下に関しては、運動クラブと連携し、定期的にイベントなどを行い体力の向上を図る。

オ 教育関連施設整備

公共施設等個別施設計画や和泊町学校施設長寿命化計画に基づいて教育関連施設の改修を行い、使用者や生徒が安心・安全に使用できる環境整備を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	屋外運動場	学校施設夜間照明整備事業	町	
	その他	学校施設 LED 照明整備事業	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	生涯学習・スポーツ	児童生徒島外活動支援事業 「具体的な事業内容」 小中学校の児童生徒が島外で開催される小学校体育連盟及び中学校体育連盟主催行事等参加への交通費補助 「事業の必要性」 地域ハンデの格差を解消し旅費等を補助することにより、各種行事や部活動の大会等を辞退することなく参加・出場するために必要である。 「見込まれる事業効果等」 島外で開催される行事・大会等に参加することにより、島内だけでなく他地域との交流を図ることができ、児童生徒の意欲向上へつなげる。	町	
	義務教育	就学支援対策事業 「具体的な事業内容」 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が十分に教育活動を行えるように学校へ学習支援員を配置する。 また、複式学級を円滑に学級運営できるようにする。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
		「事業の必要性」 特別な教育的支援を必要とする児童生徒や当該児童生徒の在籍する学級の学習活動や学校行事を円滑に実施するために必要である。 「見込まれる事業効果等」 専門的知識を持つ特別教育支援員を配置することや学習支援員が学級担任・教科担当教諭をサポートすることで、学習の基礎・基本を定着させる授業体制が整い、児童生徒の学習理解力の深化と更なる学習意欲を喚起させることが可能となり、「確かな学力」の定着と向上につながる。		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「和泊町公共施設等総合管理計画」及び「公共施設個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、安心・安全で持続可能な維持管理を実現する。

学校教育関連施設については、「和泊町学校施設長寿命化計画」に基づいて、安全で機能的な学習環境を整備するとともに、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図る。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

ア 本町には 21 の集落があり、市街地を除くほとんどの集落が農業を主体とする地域であり、全集落とも緊急車両等が通行できる主要道路の整備が進んでいる。自治活動の拠点及び指定避難所となっている公民館は、耐震化やバリアフリー化については既に実施されているが、今後は、施設の長寿命化を図るための更新整備を実施する必要がある。

イ 少子高齢化が急速に進む中、若者の流出に歯止めがきかず、集落としての機能の維持が厳しくなりつつある集落もある。また、集落内の連帯感が希薄化し、本来持っている相互扶助の機能の低下や、リーダーの担い手不足等、集落の運営自体が危惧されている。

(2) その対策

行政と集落の住民が協働して、集落リーダーの育成を図り、リーダーを中心とした集落内行事の充実や行政及び各種団体との連携を強固にすることにより、一過性ではなく持続的な地域の活性化と振興を図る。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	集落リーダー育成事業 「具体的な事業内容」 集落の行事や集落民の取りまとめ、または、町行政事務の円滑な推進を図る集落リーダーを育成するために、「和泊町行政事務連絡業務の委託に関する要綱」を作成し、集落リーダーと業務委託契約を締結する。 「事業の必要性」 集落リーダーの育成を強化し、リーダーを中心とした集落内行事の充実や行政及び各種団体との連携を強固にするために必要である。 「見込まれる事業効果等」 持続的な地域活性化と振興へつなげる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「和泊町公共施設等総合管理計画」及び「公共施設個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、安心・安全で持続可能な維持管理を実現する。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

文化財は郷土を正しく理解し、郷土への愛着をはぐくむために必要不可欠なものである。また、琉球文化等の影響を受け発展した独自の文化は、他には無い地域の宝であり、観光資源等への活用も期待される。しかし、これらに対する取組については、まだ不十分な点が多い。

(2) その対策

琉球文化等の影響を受け発展した独自の文化・文化財等を次世代へ引き継ぎつつ、検証し、郷土教育や観光資源として活用する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等			
	その他	えらぶ世之主関連遺産群等保護事業	町	
		えらぶ世之主関連遺産群等魅力化・活用事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	えらぶ世之主関連遺産群等調査事業 「具体的な事業内容」 県指定文化財(史跡)世之主の墓や町指定文化財(史跡)世之主の城跡等の調査を行い、関連遺産群の保存・活用を図る。 「事業の必要性」 琉球と九州本土の狭間で発展した魅力的な遺産群であるが、まだまだ不明な点が多く、また、保存するための情報も不足している。 今後、保存・活用するためには調査が必要である。 「見込まれる事業効果等」 歴史学習等による郷土アイデンティティの向上や、観光等での活用拡大 が期待される。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「和泊町公共施設等総合管理計画」及び「公共施設個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、安心・安全で持続可能な維持管理を実現する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

持続可能な社会に向けて、再生可能エネルギーの導入を進める必要があるが、台風常襲地帯であり、離島である本町においてどのような再生可能エネルギーが適していて、既存エネルギーから移行していくのか、導入計画を策定するとともに再生可能エネルギーの産業育成を図る必要がある。

(2) その対策

ア 地理的条件の整理と各地に適した再生可能エネルギーの分析を行い、実現可能性調査を実施する。

イ 再生可能エネルギーの導入計画を策定し、既存エネルギーからの移行を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
再生可能エ ネルギーの 利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設			
	その他	風力発電施設管理事業	町	
		公共施設再エネ設備整備事業	町	
		地域マイクログリッド構築事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネ ルギー利用	二酸化炭素排出抑制対策事業 「具体的な事業内容」 脱炭素社会に向けたエコハウス及びエコク ッキング普及啓発事業。再生可能エネルギー の導入に向けた計画策定事業。 「事業の必要性」 2050 年カーボンニュートラルに向け行動 変容及び既存エネルギーの再生可能エネルギ ーへの置換が必要である。 「見込まれる事業効果等」 エネルギーの消費及び創出側の二酸化炭素 の排出を抑制する。	町	
		二酸化炭素排出抑制効果促進事業 「具体的な事業内容」 地域住民を対象に、再エネに関する体験会 の実施や脱炭素に関する普及啓発のための配 付物の作成を行う。 「事業の必要性」 2030 年度の温室効果ガス排出量 46%削減 (2013 年度比) 及び 2050 年カーボンニュ ートラルの実現に向け、地域住民の理解及び合	町	

			意形成を図る必要がある。 「見込まれる事業効果等」 地域住民の理解を得ることにより、 脱炭素実現の可能性を高める。		
--	--	--	---	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「和泊町公共施設等総合管理計画」及び「公共施設個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、安心・安全で持続可能な維持管理を実現する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

奄美群島はこれまでも、奄美群島振興開発特別措置法に基づいた計画で自立的発展に向けて取り組んできたが、いまだ自立できていないのが現状である。

(2) その対策

奄美群島広域事務組合は、奄美群島の自立的発展のために広域的な産業振興事業の実施を行っていることから、奄美群島 12 市町村は負担金として支援する。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	自立的発展のための広域的な産業振興事業に対する負担金 「具体的な事業内容」 奄美群島広域事務組合が主体となり奄美群島成長戦略ビジョン実現事業を実施するため、12 市町村より負担金を支出するものである。奄美群島の持続的発展のために広域的な産業振興事業を実施する。 「事業の必要性」 奄美群島の美しい自然と豊かな暮らしを未来へとつなぐために、奄美群島成長戦略ビジョンの実現をめざし、農業・観光/交流・情報を基軸として雇用の創出を図り、奄美群島の自立促進へつなげるため必要である。 「見込まれる事業効果等」 奄美群島一体となった事業推進により、雇用の創出・産業の振興・地域の活性化等、群島全域への波及効果が期待される。	奄美群島広域事務組合	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「和泊町公共施設等総合管理計画」及び「公共施設個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、安心・安全で持続可能な維持管理を実現する。

事業計画（令和８年度～令和１２年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
移住・定住・ 地域間交流の 促進，人材育 成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住定住	移住・定住促進事業	町	本施策の実施により移住・定住の促進が図られ，将来的な地域の持続的発展に資する。
		空き家対策総合支援事業	町	本施策の実施により移住・定住の促進が図られ，将来的な地域の持続的発展に資する。
		空き家活用促進事業	町	本施策の実施により移住・定住の促進が図られ，将来的な地域の持続的発展に資する。
	地域間交流	沖縄交流拡大事業	町	本施策の実施により地域間交流の促進が図られ，将来的な地域の持続的発展に資する。
	人材育成	まちゅんどプロジェクト事業	町	本施策の実施により地域間交流の促進が図られ，将来的な地域の持続的発展に資する。
産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	多面的機能支払交付金 (農地維持・資源向上共同)	活動組織	本施策の実施により産業の振興が図られ，将来的な地域の持続的発展に資する。
		みへでいろプロジェクト事業	町	本施策の実施により産業の振興が図られ，将来的な地域の持続的発展に資する。
		土地改良区運営支援事業負担金	沖永良部土地改良区	本施策の実施により産業の振興が図られ，将来的な地域の持続的発展に資する。
		奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業	町	本施策の実施により産業の振興が図られ，将来的な地域の持続的発展に資する。
		かごしまの特産林産物産地づくり事業	町	本施策の実施により産業の振興が図られ，将来的な地域の持続的発展に資する。
地域における 情報化	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	情報通信基盤維持管理事業	町	本施策の実施により地域における情報化が図られ，将来的な地域の持続的発展に資する。
交通施設の整備， 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	廃止路線代替バス運行委託事業	沖永良部バス企業団	本施策の実施により交通手段の確保が図られ，将来的な地域の持続的発展に資する。
		条件不利性改善事業負担金	奄美群島航空・航路運賃軽減協議会	本施策の実施により交通手段の確保が図られ，将来的な地域の持続的発展に資する。
	その他	むうるほうらしゃプロジェクト事業	町	本施策の実施により交通手段の確保が図られ，将来的な地域の持続的発展に資する。
生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	あたらむープロジェクト事業	町	本施策の実施により生活環境の整備が図られ，将来的な地域の持続的発展に資する。
子育て環境の確保， 高齢者等の保健及び 福祉の向上	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉 その他	子ども医療費助成事業	町	本施策の実施により子育て環境の確保が図られ，将来的な地域の持続的発展に資する。
		むうーるし，ふでいらさープロジェクト事業	町	本施策の実施により子育て環境の確保が図られ，将来的な地域の持続的発展に資する。
		みじらしゃエリアプロジェクト事業	町	本施策の実施により高齢者等の福祉の向上及び増進が図られ，将来的な地域の持続的発展に資する。
医療の確保	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 自治体病院	産科医等確保支援事業	町	本施策の実施により医療の確保が図られ，将来的な地域の持続的発展に資する。
教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	児童生徒島外活動支援事業	町	本施策の実施により教育の振興が図られ，将来的な地域の持続的発展に資する。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	生涯学習・スポーツ 義務教育	就学支援対策事業	町	本施策の実施により教育の振興が図られ、将来的な地域の持続的発展に資する。
集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	集落リーダー育成事業	町	本施策の実施により集落の整備が図られ、将来的な地域の持続的発展に資する。
地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	えらぶ世之主関連遺産群等調査 事業	町	本施策の実施により地域文化の振興が図られ、将来的な地域の持続的発展に資する。
再生可能エネルギーの利用 の推進	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネルギー 利用	二酸化炭素排出抑制対策事業	町	本施策の実施により再生可能エネルギーの利用の推進が図られ、将来的な地域の持続的発展に資する。
		二酸化炭素排出抑制効果促進事業	町	本施策の実施により再生可能エネルギーの利用の推進が図られ、将来的な地域の持続的発展に資する。
その他地域の 持続的発展に 関し必要な事項	過疎地域持続的発展 特別事業	自立的発展のための広域的な産業振興事業に対する負担金	奄美群島 広域事務 組合	本施策の実施により群島全域への相乗効果が図られ、将来的な地域の持続的発展に資する。